

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三外
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書
(第54準備書面関係)

京都地方裁判所第6民事部合議はA係 御中

2018(平成30)年8月31日

原告ら訴訟代理人
弁 護 士 出口治男
弁 護 士 渡辺輝人外

号証	文書の標目	原本・ 写しの 別	作成日	作成者
	立 証 趣 旨			
甲464	判決書(抄本)	写し	平成30年3月15日	京都地方裁判所第7民事部
	原子力発電所を対象とする国賠の要件			
甲465	判決要旨	写し	平成30年3月16日	東京地裁民事第50部
	同上			
甲466	安全目標と新規制基準について (議論用メモ)と題する書類	写し	平成29年8月7日	原子力規制庁
	性能目標(炉心損傷確率を1万年に一度、格納容器機能喪失頻度を10万年に一度以下とすること)は、福島第一原発事故後においても、新規制の指標とされていること			